

令和6年3月14日

各 部 長
首 席 監 察 官 殿
各 所 属 長

生 活 安 全 部 長

不良行為少年の補導について（通達）

不良行為少年の補導については、引き続き、下記のとおり実施することとしたので、三重県少年警察活動に関する訓令（平成17年三重県警察本部訓令第1号。以下「訓令」という。）及び本通達の定めるところに従い、不良行為少年の補導活動をより強力に推進されたい。

なお、「不良行為少年の補導について（通達）」（令和4年7月1日付け少発第272号）は廃止する。

記

1 不良行為少年の補導の目的

不良行為少年（非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。以下同じ。）の補導は、そのまま放置すれば、非行その他の健全育成上の支障が生じるおそれがあると認められる少年について、必要な注意、助言等を行うことにより、少年の非行の防止を図り、その健全な育成に資することを目的とする。

2 不良行為少年の補導に当たっての基本的な心構え

不良行為少年の補導に当たっては、少年の健全な育成を期する精神と少年の特性に関する深い理解をもつとともに、関係機関及び関係団体並びに少年警察ボランティアその他の関係者との協力を配意するものとする。

3 不良行為少年の発見時における措置

(1) 不良行為少年に対する注意、助言又は指導

警察職員は、不良行為をしている少年を発見したときは、当該少年に対し、不良行為の中止を促すなど必要な注意を行い、非行防止活動その他健全育成を図るための活動に必要な助言を行い、又は指導を行うものとする。

(2) 不良行為少年の所持する物件の措置

前記(1)の場合において、少年の非行防止上所持させておくことが適当でないと思われる物件を当該少年が所持していることを発見したときは、所有者その他権利者に返還させ、保護者（少年の親権者又はこれに代わるべき者をいう。以下

同じ。)に預けさせ、又は当該少年に廃棄させる等当該物件を所持しないよう必要な注意、助言又は指導を行うものとする。

なお、後記(3)ア後段により、学校関係者(少年の在学する学校の教員をいう。以下同じ。)又は職場関係者(少年の雇用主又はこれに代わるべき者をいう。以下同じ。)に対する連絡を行う場合は、当該物件を学校関係者又は職場関係者へ預けさせることもできるものとする。

(3) 保護者等に対する連絡

ア 前記(1)の注意、助言又は指導のみでは少年の非行防止活動その他健全育成を図るための活動を行う上で十分でないと認められる場合は、氏名、住所等の確実な特定に努め、保護者に対し、当該少年の不良行為の事実を連絡するとともに、必要な監護又は指導上の措置を促すものとする。この場合において、当該少年の在学する学校又は就労する職場における指導上の措置を促すことが特に必要であり、かつ、有効であると認められるときは、学校関係者又は職場関係者に対しても連絡するよう配慮するものとする。

イ 保護者等(保護者、学校関係者又は職場関係者をいう。以下同じ。)に対する連絡の要否は、訓令第13条に規定する少年事件選別主任者が判断するものとする。ただし、宿日直勤務時間中における保護者等に対する連絡の要否は、宿日直司令が判断するものとする。

ウ 保護者等に対する連絡は、原則として少年警察部門の警察職員が行うものとする。この場合において、連絡を行う者が少年の住居地又は学校若しくは職場の所在地を管轄する警察署の警察職員でないときは、当該区域を管轄する警察署と連携を図り行うものとする。

(4) 不良行為の種別及び態様

不良行為の種別及び態様は、別表のとおりとする。

4 少年補導票の作成及び不良行為少年に係る報告等

警察職員は、不良行為少年(少年相談として処理するものを除く。)を発見した場合において、3(3)の連絡を行うことが必要であると認められるときは、別記様式の少年補導票を作成し、所属長に速やかに報告するものとする。この場合において、少年課長以外の警察本部の所属長が報告を受けたときは、当該所属長は、少年課長に速やかに連絡するものとする。

5 少年補導票の保管及び廃棄

(1) 少年補導票の保管

少年補導票は、当該少年補導票に記載された不良行為少年の住居地を管轄する

警察署において保管するものとする。この場合において、少年補導票を保管すべき警察署が他の都道府県警察の警察署であるときは、当該少年補導票を、少年課長を通じて、当該警察本部で少年警察活動を担当する課の長に送付するものとする。

(2) 少年補導票の廃棄

少年補導票は、次の場合に廃棄するものとする。

- ア 3(3)の連絡を行わなかったとき（連絡する必要があると認められるが、連絡をすることができないときを除く。）。
- イ 当該少年補導票に記載された不良行為少年の年齢が20歳になったとき。
- ウ その他保管の必要がなくなったとき。

別表

不良行為の種別及び態様

犯罪の構成要件又は各犯要件（少年法第3条第1項第3号に規定された各犯事由及び各犯性をいう。）に該当しないものの、そのまま放置すれば、非行その他の健全育成上の支障が生じるおそれのある以下の行為

| 種 別 | 態 様 |
|---------------|--|
| 1 飲 酒 | 酒類を飲用し、又はその目的で酒類を所持する行為 |
| 2 喫 煙 | 喫煙し、又はその目的でたばこ若しくは喫煙具を所持する行為 |
| 3 薬 物 乱 用 | 心身に有害な影響を及ぼすおそれのある薬物等を乱用し、又はその目的でこれらの物を所持する行為 |
| 4 粗 暴 行 為 | 放置すれば暴行、脅迫、器物損壊等の非行に発展するおそれのある粗暴な行為 |
| 5 刃 物 等 所 持 | 正当な理由がなく、刃物、木刀、鉄棒その他人の身体に危害を及ぼすおそれのある物を所持する行為 |
| 6 金 品 不 正 要 求 | 正当な理由がなく、他人に対し不本意な金品の交付、貸与等を要求する行為 |
| 7 金 品 持 ち 出 し | 保護者等の金品を無断で持ち出す行為 |
| 8 性的いたずら | 性的ないたずらをし、その他性的な不安を生じさせる行為 |
| 9 暴 走 行 為 | 自動車等の運転に関し、交通の危険を生じさせ、若しくは他人に迷惑を及ぼすおそれのある行為又はこのような行為をする者と行動を共にする行為 |
| 10 家 出 | 正当な理由がなく、生活の本拠を離れ、帰宅しない行為 |
| 11 無 断 外 泊 | 正当な理由がなく、保護者に無断で外泊する行為 |
| 12 深夜はいかい | 正当な理由がなく、深夜にはいかい又はたむろする行為 |
| 13 怠 学 | 正当な理由がなく、学校を休み、又は早退等をする行為 |
| 14 不健全性的行為 | 少年の健全育成上支障のある性交又は性交類似行為 |
| 15 不 良 交 友 | 犯罪性のある人その他少年の健全育成上支障のある人と交際する行為 |
| 16 不 健 全 娯 楽 | 正当な理由がなく、風俗営業所、性風俗関連特殊営業、公営競技場、有害興行場等に立ち入り、有害図書等を携帯し、又は賭博類似行為をするなど、少年の健全育成上支障のある娯楽に興じる行為 |
| 17 そ の 他 | 上記の行為以外の非行その他健全育成上の支障が生じるおそれのある行為で、警察本部長が指定するもの |

少 年 補 導 票

別記様式

(注1) ※印の欄は少年警察部門において記入し、その他の欄は補導に当たった警察職員が記入すること。
 (注2) 索引番号は、少年カードの索引番号記載要領による。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|----------------------------|------------------|------------------|-----------------------|----------------------------|----------------------------|-----------------------|------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|-------------|-----------------------|--------------------------------------|---|--------------------------------------|-----------------------|-------------|---------------------------------|----------------------------|----------------------------|-------------|----------------------------|---------------------------------|-----------------------|------------------|---------------------------------|---------------------------------|-------------|--------------------------------------|---|----------|-------------|---|
| ※索引番号 | | 年 | | 月 | | 号 | | ※作成所属 | | 三重県 | | 署・課・隊 | | ※保管署 | | 庁道府県 | | 署 | | 作成所属 | | | | | | | | | | | | | | |
| 少年 | フリガナ | | | | | | | | | | | | 国籍 | | 番号() 国籍等() * 裏面「国籍一覧表」に該当する番号及び国籍等を記入する。 | | | | | | | | | | 所属 長 | | | | | | | | | |
| | 氏名 | | | | | | | | | | | | 住所 | | 携帯TEL 自宅TEL | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 生年月日 | | 年 月 日 (歳) | | | | | | | | | | 学校又は勤務先 | | TEL 年 組 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 性別 | | 1 男 | | | | | 2 女 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学 職 別 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 保 護 者 | | 氏名 | | | | | | | | | | | | 次副 長署 等長 | | | | | | | |
| | 未 就 学 | 小 学 生 | 中 学 生 | 高 校 生 | 大 学 生 | そ 学 の 他 の 生 | 有 職 少 年 | 無 職 少 年 | 住所 | | 携帯TEL | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 公 | 私 | 公 | 私 | 公 | 私 | 公 | 私 | 公 | 私 | の 生 | 年 | | | 年 | 年齢 | | 歳 | | 職 業 | | 少年との続柄 | | 課課 長補 佐等 長 | | | | | | | | | | |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 係 長 | | | |
| 飲 酒 | 喫 煙 | 薬 物 乱 用 | 粗 暴 行 為 | 刃 所 物 等 持 | 金 不 正 品 要 求 | 金 持 ち 出 品 し | 性 い た ず ら | 暴 走 行 為 | 家 出 | 無 断 外 泊 | 深 は い か 夜 い | 怠 学 | 不 性 的 行 為 | 不 良 交 友 | 不 健 全 楽 | そ の 他 | | | | | | | | | | | | | | | | 主任・ 係 | | |
| 自 宅 | 友 人 ・ 知 人 宅 | 路 上 | 繁 華 街 | 自 動 車 内 | そ の 他 | 学 校 | 公 園 ・ 社 寺 | 遊 園 地 | ポ ウ リ ン グ 場 | 映 画 館 ・ 劇 場 | 公 営 競 技 場 | 行 楽 地 | 駅 構 内 | 列 車 送 り 機 関 共 内 | デ バ ー ス ・ ト ン ナ ー | コ ン ス ピ ス ニ エ ア | 深 夜 飲 食 店 | 喫 茶 店 | イ ン タ ー カ フ エ | そ の 他 飲 食 店 | 旅 館 ・ ホ テ ル | 遊 技 場 | 風 俗 営 業 場 所 | ゲ ー ム セ ン タ ー | 接 待 飲 食 所 | 等 営 業 所 | 特 定 遊 興 飲 食 店 | ナ イ ト ク ラ ブ 等 | そ の 他 | 性 風 俗 特 殊 営 業 所 | 店 舗 型 性 風 俗 特 殊 営 業 所 | | そ の 他 | カ ボ ラ ッ ク オ ク ケ ス |
| 発見日時 | | 月 日 (曜日) | | | | | | | | | | 時 分 | | 発見場所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| グループ関係 | | 補 導 人 員 | | 1 単 独 | | | | | 2 2人以上5人未満 | | | | | 3 5人以上10人未満 | | | | | 4 10人以上 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 同時補導少年氏名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | グループ加入 | | 1 不加入 | | | | | 2 非行集団 (グループ名) | | | | | 3 不良行為グループ名 (グループ名) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 連絡上の参考事項 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 作成年月日 | | 年 月 日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 作成者 | | 課 係 | | | | | 交 番 階 級 | | | | | 氏 名 | | | | | 警 電 ー | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 連 絡 | | 連絡区分 | | 1 保護者連絡 | | | | | 2 学校連絡 | | | | | 3 職場連絡 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ※審査 | | 要 ・ 否 | | | | | 要 ・ 否 | | | | | 要 ・ 否 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ※連絡月日 | | 月 日 時 分 | | | | | 月 日 時 分 | | | | | 月 日 時 分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ※被連絡者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ※連絡状況 | | | | | | | | | | | | 連絡者 | | 連絡要否判断者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

国籍一覧表

| | |
|--------|--|
| アジア州 | 1 日本 2 韓国 3 北朝鮮 4 中国(本土) 5 中国(台湾) 6 中国(香港等) 7 イスラエル 8 イラン 9 インド |
| | 10 インドネシア 11 カンボジア 12 クウェート 13 サウジアラビア 14 シリア 15 シンガポール 16 スリランカ |
| | 17 タイ 18 トルコ 19 ネパール 20 パキスタン 21 バングラデシュ 22 フィリピン 23 ブルネイ 24 ベトナム |
| | 25 マレーシア 26 ミャンマー 27 モンゴル 28 ヨルダン 29 ラオス 30 レバノン 31 アジア州のその他 |
| ヨーロッパ州 | 32 アイルランド 33 イギリス 34 イタリア 35 オーストリア 36 オランダ 37 ギリシャ 38 スイス 39 スウェーデン |
| | 40 スペイン 41 スロバキア 42 チェコ 43 デンマーク 44 ドイツ 45 ノルウェー 46 ハンガリー 47 フィンランド |
| | 48 フランス 49 ベルギー 50 ポーランド 51 ポルトガル 52 ルーマニア 53 ロシア 54 ヨーロッパ州のその他 |
| 北アメリカ州 | 55 アメリカ 56 エルサルバドル 57 カナダ 58 キューバ 59 グアテマラ 60 コスタリカ 61 ドミニカ |
| 南アメリカ州 | 62 パナマ 63 メキシコ 64 北アメリカ州のその他 |
| | 65 アルゼンチン 66 ウルグアイ 67 エクアドル 68 コロンビア 69 チリ 70 パラグアイ 71 ブラジル |
| アフリカ州 | 72 ベルギー 73 ベネズエラ 74 ボリビア 75 南アメリカ州のその他 |
| | 76 アルジェリア 77 エジプト 78 ガーナ 79 ケニア 80 チュニジア 81 ナイジェリア 82 南アフリカ |
| オセアニア州 | 83 モーリシャス 84 モロッコ 85 アフリカ州のその他 |
| オセアニア州 | 86 オーストラリア 87 ニューージーランド 88 フィジー 89 オセアニア州のその他 |
| 無国籍等 | 90 無国籍 91 国籍不明 |

不良行為の種別、態様

| 種別 | 態様 |
|------------|--|
| 1 飲酒 | 酒類を飲用し、又はその目的で酒類を所持する行為 |
| 2 喫煙 | 喫煙し、又はその目的でたばこ若しくは喫煙具を所持する行為 |
| 3 薬物乱用 | 心身に有害な影響を及ぼすおそれのある薬物等を乱用し、又はその目的でこれらの物を所持する行為 |
| 4 粗暴行為 | 放置すれば暴行、脅迫、器物損壊等の非行に発展するおそれのある粗暴な行為 |
| 5 刃物等所持 | 正当な理由がなく、刃物、木刀、鉄棒その他の人に危害を及ぼすおそれのある物を所持する行為 |
| 6 金品不正要求 | 正当な理由がなく、他人に対し不本意な金品の交付、貸与等を要求する行為 |
| 7 金品持ち出し | 保護者等の金品を無断で持ち出す行為 |
| 8 性的いたづら | 性的ないたづらをし、その他性的な不安を生じさせる行為 |
| 9 暴走行為 | 自動車等の運転に関し、交通の危険を生じさせ、若しくは他人に迷惑を及ぼすおそれのある行為又はこのような行為をする者と行動を共にする行為 |
| 10 家出 | 正当な理由がなく、生活の本拠を離れ、帰宅しない行為 |
| 11 無断外泊 | 正当な理由がなく、保護者に無断で外泊する行為 |
| 12 深夜はいかい | 正当な理由がなく、深夜にはいかい又はたむろする行為 |
| 13 怠学 | 正当な理由がなく、学校を休み、又は早退等をする行為 |
| 14 不健全性的行為 | 少年の健全育成上支障のある性交又は性交類似行為 |
| 15 不良交友 | 犯罪性のある人その他少年の健全育成上支障のある人と交際する行為 |
| 16 不健全娯楽 | 正当な理由がなく、風俗営業所、性風俗関連特殊営業、公営競技場、有害興行場等に立ち入り、有害図書等を携帯し、又は賭博類似行為をするなど、少年の健全育成上支障のある娯楽に興じる行為 |
| 17 その他 | 上記の行為以外の非行その他健全育成上の支障が生じるおそれのある行為で、警察本部長が指定するもの |

少年の所持物品等の措置

| 少年が返還し、又は預けた物件 | | | |
|------------------------|----|------|-------|
| 品名 | 数量 | 品名 | 数量 |
| | | | |
| 受領者 | | 立会者 | |
| 上記の物件の返還・預けを受け、受領しました。 | | 住所 | 続柄等氏名 |
| 年 月 日 | | 所属階級 | 氏名 |
| 住所 氏名 | | | |

| 少年が任意に廃棄した物件 | | | |
|--------------|------|----|----|
| 品名 | 数量 | 品名 | 数量 |
| | | | |
| 立会者 | | | |
| 住所 | 所属階級 | | |
| 続柄等 氏名 | 氏名 | | |

| 上記以外の措置を講じた物件 | | | |
|---------------|----|------|----|
| 品名 | 数量 | 品名 | 数量 |
| | | | |
| 措置の内容 | | 措置者 | |
| | | 所属階級 | 氏名 |

作成要領

- 少年ア 住所……住居不定の者についてはその旨を明らかにし、主な立寄り先があれば記入する。イ 学校又は勤務先……有職少年が定時制高校等に在学している場合は、勤め先と在学学校名を記入する。
- 行為種別 該当するものの番号を○で囲む。ただし、複数の行為がある場合には、主たる行為種別の番号を◎で囲み、従たる行為種別の番号を○で囲む。
- 連絡上の参考事項 補導時の少年の態度等、保護者等への連絡上の参考事項を記入する。
- 少年の所持物品等の措置 当該少年が不相当と認められる物件を所持していた場合は、その品に対してとった措置を記入する。
- 連絡 連絡区分……少年に対して必要と認められる連絡区分の該当項目の番号を○で囲む。